

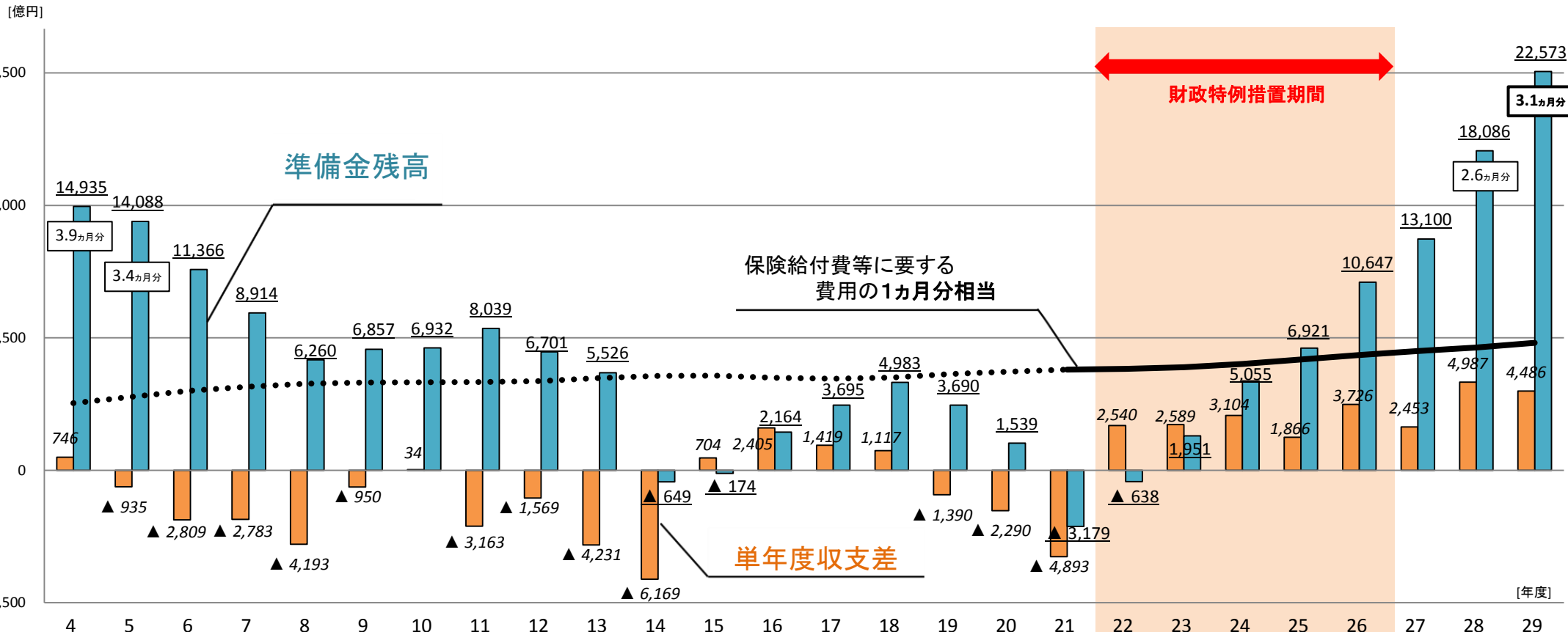
議題 1

**2019年度～2023年度の  
収支見通しについて**

【機密性1】

# 単年度収支差と準備金残高等の推移（協会会計と国の特別会計との合算ベース）

○ 協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1カ月分を準備金（法定準備金）として積み立てなければならぬとされている（健康保険法160条の2）。



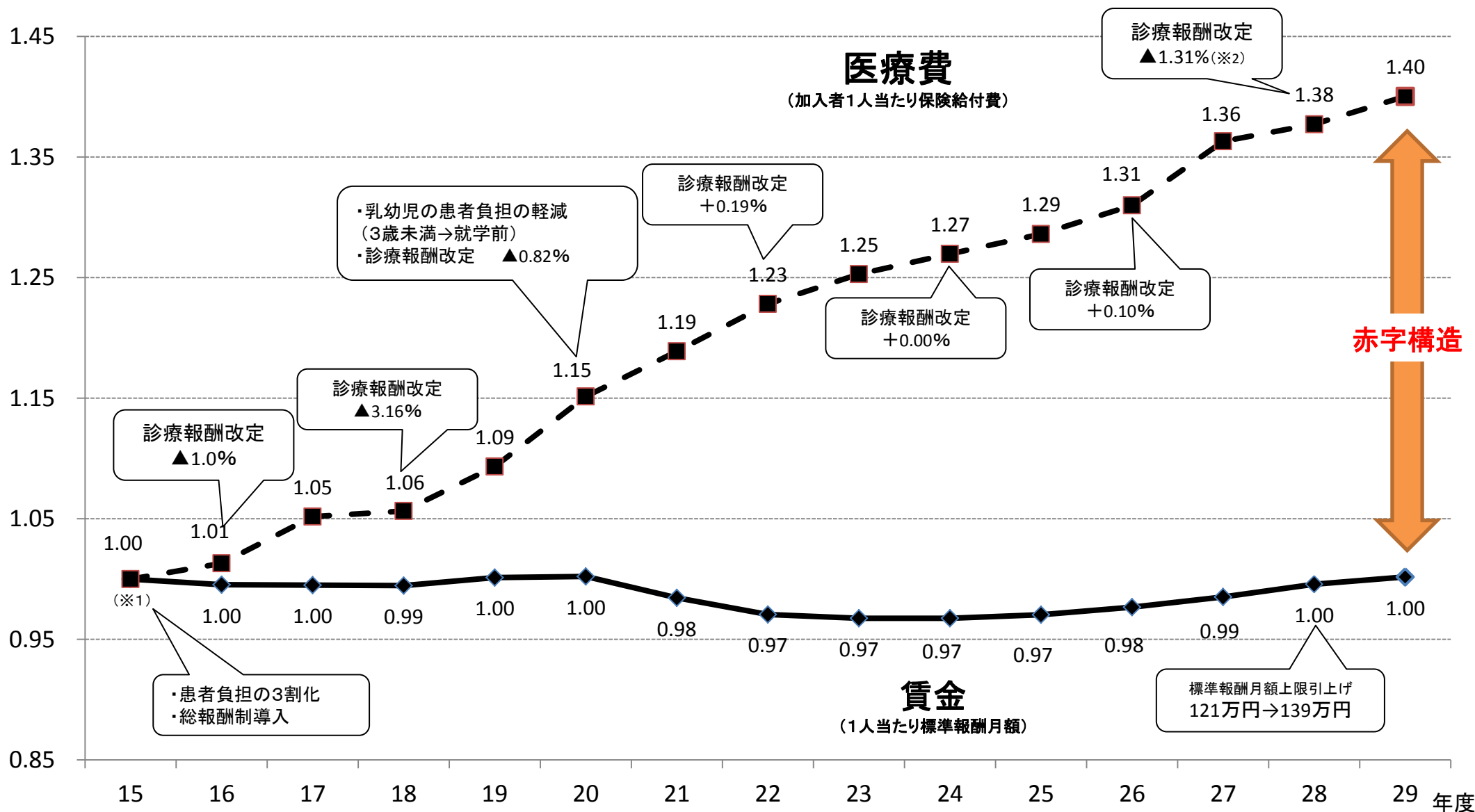
(4年度) 国庫補助率 16.4%→13.0%  
 (6年度) 食療養費制度の創設  
 (9年度) 患者負担2割  
 (10年度) 診療報酬・薬価等のマイナス改定  
 (12年度) 介護保険制度導入  
 (14年度、16年度、18年度、20年度) 診療報酬・薬価等のマイナス改定  
 (15年度) 患者負担3割、総報酬制へ移行  
 老人保健制度の対象 年齢引上げ(14年10月～)  
 (20年度) 後期高齢者医療制度導入  
 (22年度) 国庫補助率 13.0%→16.4%  
 (27年度) 国庫補助率 16.4%  
 (28年度) 診療報酬・薬価等のマイナス改定



(注) 1.平成8年度、9年度、11年度、13年度は国の一般会計より過去の国庫補助繰延分の返済があり、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。  
 2.平成21年度以前は国庫補助の清算金等があった場合には、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。

# 協会けんぽの保険財政の傾向

●近年、医療費(1人当たり保険給付費)の伸びが賃金(1人当たり標準報酬)の伸びを上回り、協会けんぽの保険財政は赤字構造

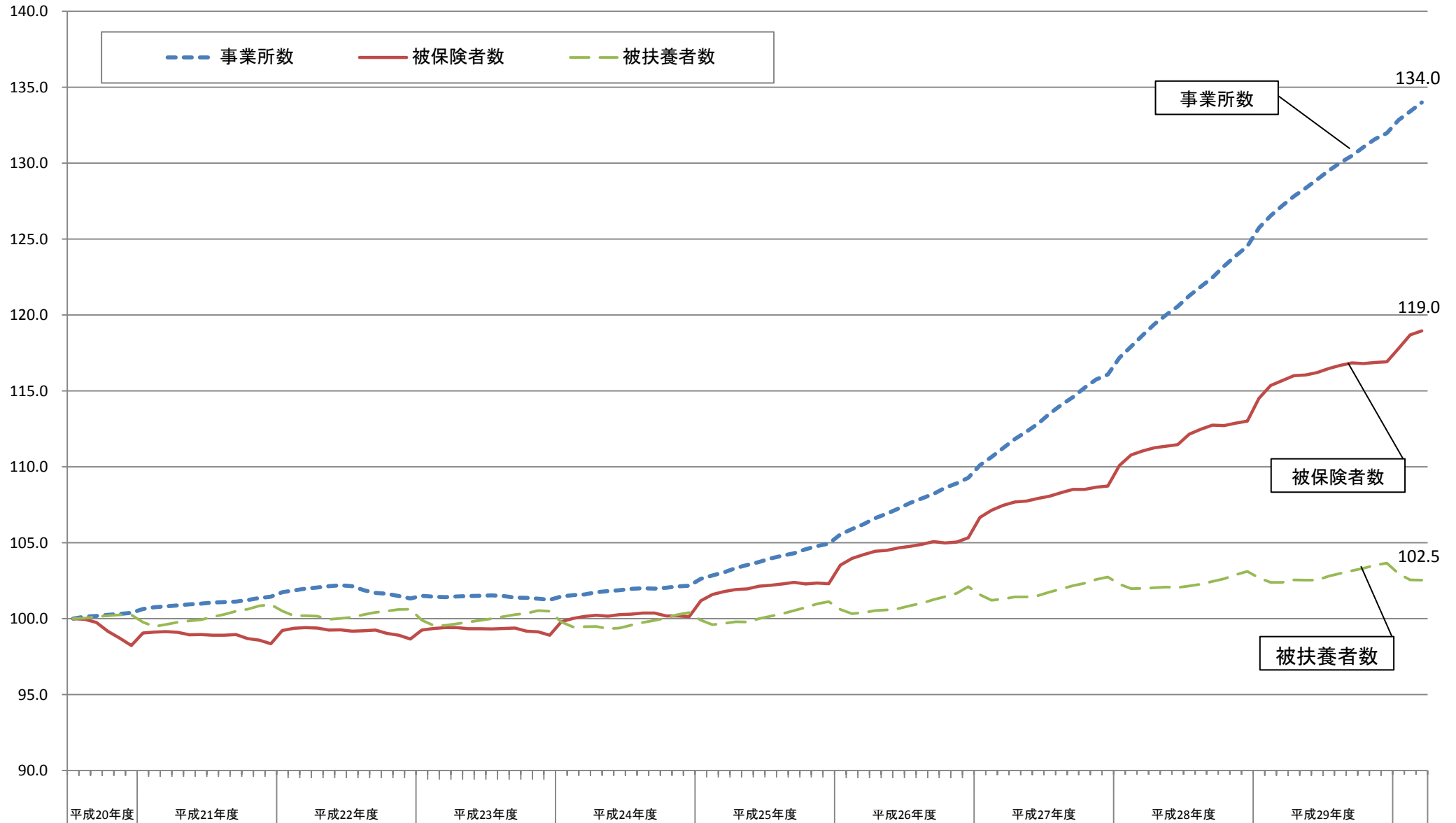


(※1) 数値は平成15年度を1とした場合の指数で表示したものの。

(※2) ▲1.31%は、28年度の改定率▲0.84%に薬価の市場拡大再算定の特例の実施等も含めた実質的な改定率である。

# 協会けんぽの事業所数・被保険者数・被扶養者数の推移(指数)

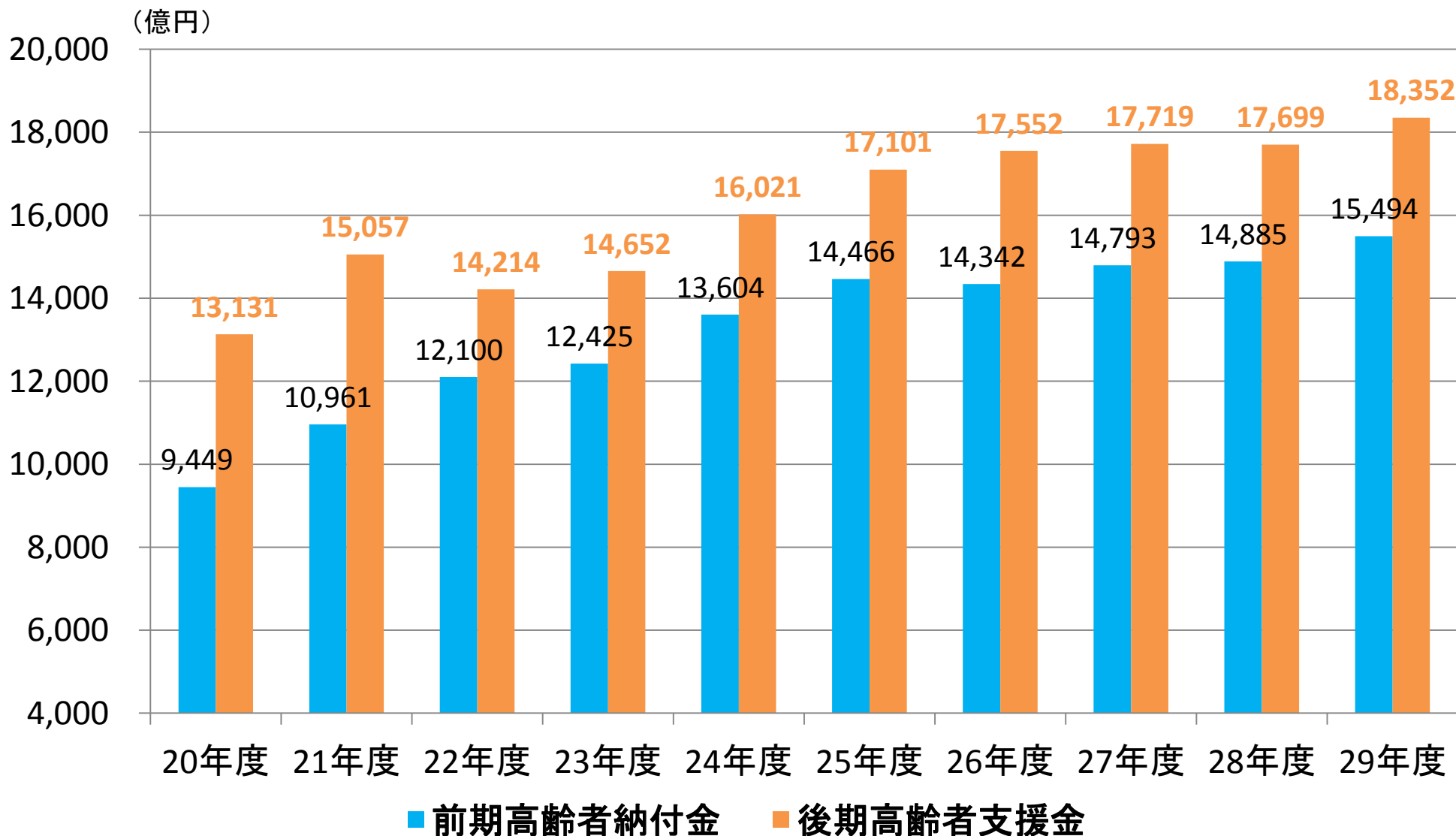
H30年6月末



※ 平成20年10月末における事業所数、被保険者数、被扶養者数をそれぞれ100.0とし、その後の数値を指数で示している。

# 協会けんぽ拠出金の推移

- 前期高齢者納付金は平成20年度から10年間で約1.6倍に増加
- 後期高齢者支援金は平成20年度から10年間で約1.4倍に増加



※後期高齢者支援金等は、総報酬割分が27年度から段階的に拡大。

## 平成31年度都道府県単位保険料率のごく粗い試算

○平均保険料率10%、激変緩和率8.6/10の場合

最高料率		10.77%
現在からの変化分	(料率)	0.16%
	(金額)	+224円
最低料率		9.62%
現在からの変化分	(料率)	▲0.01%
	(金額)	-14円

※1 数値は、政府の予算セット時の計数で算出すると異なる結果となる場合がある。

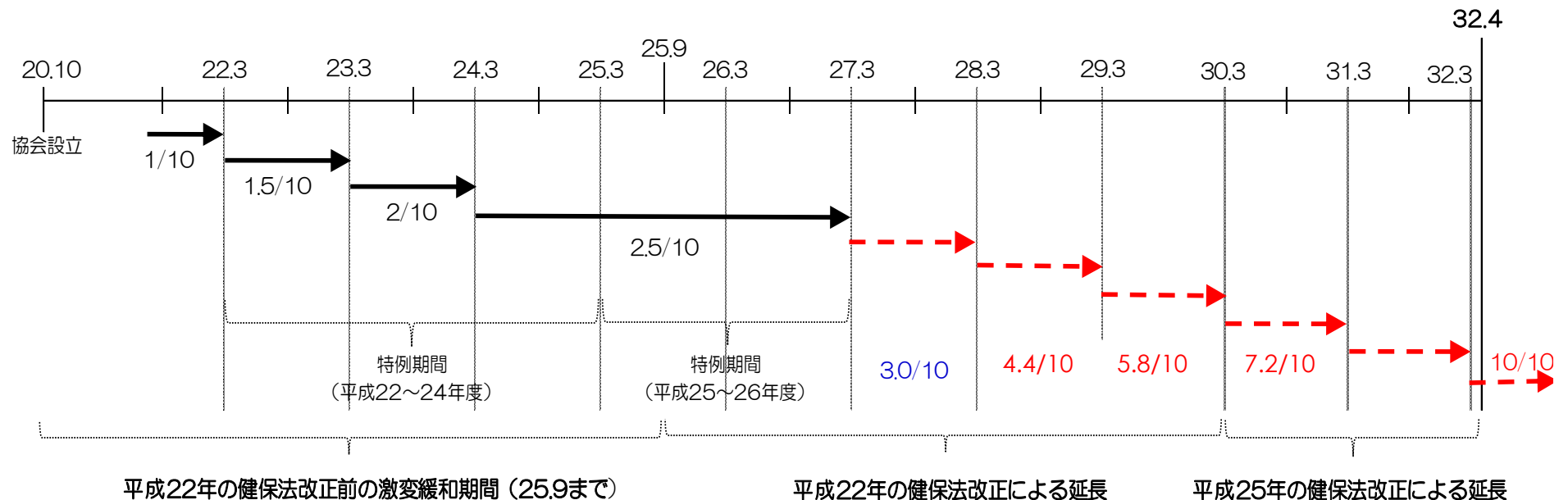
※2 金額は、標準報酬月額28万円の被保険者に係る保険料負担(月額。労使折半後)の平成29年度からの増減。

<参考> 平成30年度都道府県単位保険料率  
(平均保険料率10%、激変緩和率7.2/10)

最高料率	10.61%
最低料率	9.63%

# これまでの激変緩和率の経緯

- 協会設立直後(平成21年度)の激変緩和率は、1/10。
- 平成22年度～24年度については、保険料率を引き上げるとともに、激変緩和率についても、支部間で変動幅が大きくなるように配慮し、0.5/10ずつ引き上げてきた。
- 一方で、平成25年度・26年度については、激変緩和期間を29年度から31年度まで2年延長したこともあり、保険料率を据え置くとともに、激変緩和率も据え置いた。
- 27年度の拡大幅は10分の0.5として、激変緩和率は10分の3.0で設定。
- 28年度の拡大幅は10分の1.4として、激変緩和率は10分の4.4で設定。  
29年度の拡大幅は10分の1.4として、激変緩和率は10分の5.8で設定。  
30年度の拡大幅は10分の1.4として、激変緩和率は10分の7.2で設定。
- 平成31年度末までに激変緩和措置を解消するためには、残り2年間で10分の2.8を解消する必要がある。





# 協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

- 都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。
- 都道府県単位保険料率になることで、保険料率が大幅に上昇する場合には、激変緩和措置を講じる。

全国一本の保険料率  
(21年9月まで)

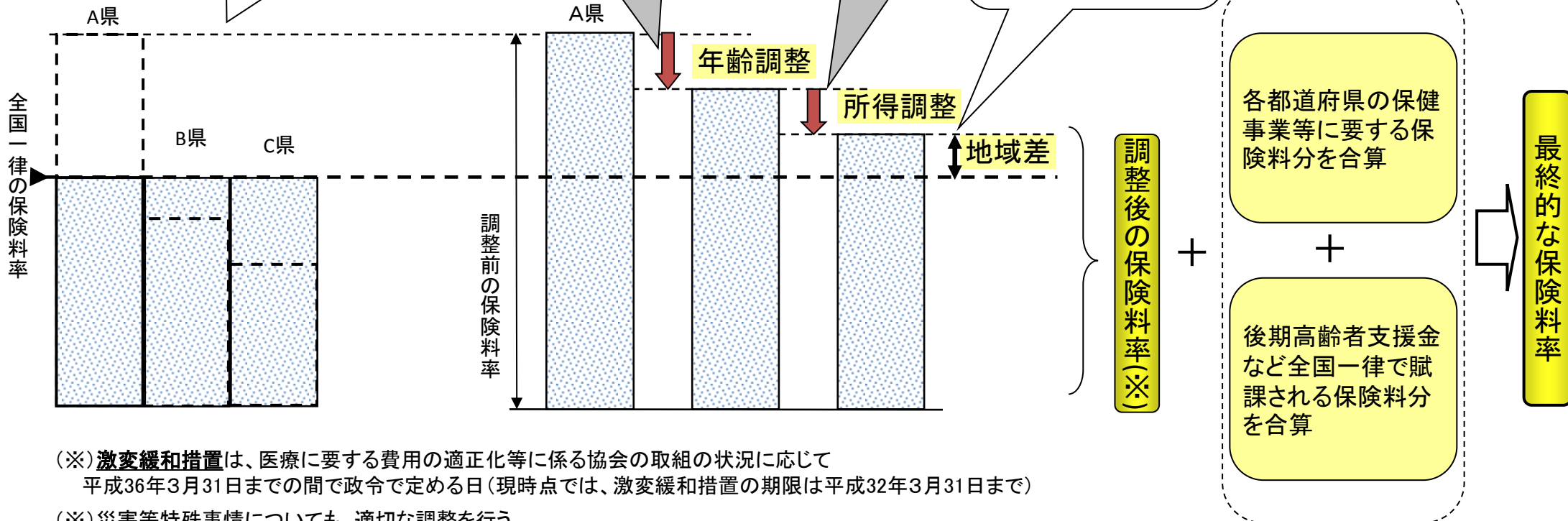
都道府県単位保険料率(21年10月から) : 年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例

都道府県ごとの医療費の水準にかかわらず保険料率は一律

年齢構成を協会の平均とした場合の医療費との差額を調整

所得水準を協会の平均とした場合の保険料収入額との差額を調整

年齢調整・所得調整の結果、都道府県ごとの保険料率は、医療費の地域差を反映した保険料率となる。



(※) **激変緩和措置**は、医療に要する費用の適正化等に係る協会の取組の状況に応じて平成36年3月31日までの間で政令で定める日(現時点では、激変緩和措置の期限は平成32年3月31日まで)

(※) 災害等特殊事情についても、適切な調整を行う。

協会けんぽ（医療分）の2017（平成29）年度決算を  
足元とした収支見通し（2018年9月試算）について

○ 試算の趣旨

- 協会けんぽ（医療分）の2017（平成29）年度決算<sup>（注）</sup>を足元として、一定の前提のもとに機械的に試算した2019年度から2023年度までの5年間の収支見通しを、今後の協会けんぽの財政運営の議論のための基礎資料としてお示しします。

（注）2018年7月6日公表

1. 2017（平成29）年度の協会けんぽの決算について  
 （2018年7月6日公表）

協会けんぽの2017（平成29）年度の収支【医療分】

（単位：億円）

収入	保険料収入 国庫補助等 その他 計	87,974 11,343 167 99,485
支出	保険給付費 前期高齢者納付金 後期高齢者支援金 退職者給付拠出金 その他 計	58,117 15,495 18,352 1,066 1,969 94,998
単年度収支差		4,486
準備金残高		22,573
保険料率		10.0%

（注）協会会計と国の特別会計との合算ベースである。

2. 5年収支見通し（2019～2023年度）について
  - 2017（平成29）年度の協会けんぽ（医療分）の決算を足元とし、一定の前提において、5年間の収支見通し（機械的試算）を行った。
  - 今後の被保険者数等については、次の通りとした。
    - ① 2018, 2019年度については、協会けんぽの実績に基づいて推計を行った。
    - ② 2020年度以降については、「日本の将来推計人口」(平成29年4月国立社会保障・人口問題研究所)の出生中位（死亡中位）を基礎として推計を行った。

○ 今後の賃金上昇率については、次の通りとした。

- ① 2018, 2019年度については、今後のトレンドが続くという考えの下、2017（平成29）年度決算等の直近の協会けんぽの実績から、2018年度1.0%、2019年度0.8%と見込んだ。
- ② 2020年度以降については、中長期の経済見通しに関することなので、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」などを参考に以下の3ケースの前提をおいた。

(単位 %)

	2020年度	2021	2022	2023
I 低成長ケース <sup>1)</sup> × 0.5	1.3	1.25	1.35	1.35
II 0.6% <sup>2)</sup> で一定	0.6	0.6	0.6	0.6
III 0.0%で一定	0.0	0.0	0.0	0.0

注：1) 低成長ケースは、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算（平成26年1月20日）」の参考ケースに準拠する経済前提であり、厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し（平成26年財政検証結果）」(2014年6月)における低成長（ケースF～ケースH）にも用いられているものである。

2) 平均標準報酬月額（年度累計）の前前年度伸び率の過去5年平均（2016年4月の標準報酬月額の上限改定の影響（+0.5%）を除く）

- 今後の医療給付費については、次の通りとした。
  - ① 2018, 2019 年度の一人当たり伸び率については、協会けんぽの実績から、2018 年度 1.2%、2019 年度 3.0%（消費税の引上げに伴う影響を含む）と見込んだ。
  - ② 2020 年度以降の一人当たり伸び率については、2015（平成 27）～2017（平成 29）年度（3年平均）の協会けんぽなどの次の年齢階級別医療費の伸びの平均（実績）を使用した。

(単位 %)	
70歳未満	2.3
70歳以上75歳未満	▲0.7
75歳以上（後期高齢者支援金の推計に使用）	0.3 <sup>1)</sup>

注：1) 2017（平成 29）年度実績が 2018（平成 30）年 2 月までしか公表されていないため、2017（平成 29）年度については 11 か月分の伸び 1.0%を用いて平均を算出している。

- 現金給付は、給付の性格に応じ、被保険者数等及び総報酬額の見直しを使用した。
- 2018 年度以降に施行が予定されている制度改正（「高額療養費の見直し（2018 年 8 月施行分）」、「居住費の見直し（2018 年 4 月施行分）」、「食事療養費の見直し（2018 年 4 月施行分）」）についても試算に織り込んだ。また、2019 年 10 月に延期された消費税の引上げに伴う影響については、2014 年 4 月の 5%から 8%への引き上げの影響（1.36%）を参考に、機械的に織り込んだ。
- 保険料率は以下のケースについて試算を行った。
  - ① 現在の保険料率 10%を据え置いたケース
  - ② 保険料率を引下げた複数のケース
  - ③ 均衡保険料率

## 3. 試算結果の概要

○現在の保険料率（10%）を据え置いた場合

（単位：億円）

賃金上昇率		2018年度 (平成30年度)	2019 (31)	2020	2021	2022	2023
I 低成長ケース ×0.5	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差 準備金	5,100 27,700	3,100 30,800	2,300 33,200	1,900 35,100	1,600 36,700	1,100 37,800
II 0.6%で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差 準備金	5,100 27,700	3,100 30,800	1,700 32,500	800 33,400	▲100 33,300	▲1,200 32,100
III 0%で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差 準備金	5,100 27,700	3,100 30,800	1,200 32,000	▲100 31,900	▲1,500 30,300	▲3,300 27,000

○均衡保険料率（単年度収支が均衡する保険料率）

賃金上昇率		2019年度 (平成31年度)	2020	2021	2022	2023
I 低成長ケース×0.5	賃金上昇率					
	保険料率	9.7%	9.8%	9.8%	9.8%	9.9%
II 0.6%で一定	賃金上昇率					
	保険料率	9.7%	9.8%	9.9%	10.0%	10.1%
III 0%で一定	賃金上昇率					
	保険料率	9.7%	9.9%	10.0%	10.2%	10.4%

## ○均衡保険料率を踏まえ保険料率を変更した場合

①2019年度以降 9.9%

(単位：億円)

黄金上昇率	2018年度 (平成30年度)	2019 (3.1)	2020	2021	2022	2023
I 低成長ケース ×0.5	保険料率	10.0%	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%
	収支差 準備金	5,100 27,700	2,200 29,900	1,400 31,300	1,000 32,300	600 32,900
II 0.6%で一定	保険料率	10.0%	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%
	収支差 準備金	5,100 27,700	2,200 29,900	800 30,600	▲100 30,500	▲1,100 29,500
III 0%で一定	保険料率	10.0%	9.9%	9.9%	9.9%	9.9%
	収支差 準備金	5,100 27,700	2,200 29,900	200 30,100	▲1,100 29,000	▲2,500 26,600

②2019年度以降 9.8%

(単位：億円)

I 低成長ケース ×0.5	保険料率	10.0%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%
	収支差 準備金	5,100 27,700	1,200 28,900	400 29,400	0 29,400	▲300 29,000
II 0.6%で一定	保険料率	10.0%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%
	収支差 準備金	5,100 27,700	1,200 28,900	▲200 28,700	▲1,100 27,700	▲2,000 25,700
III 0%で一定	保険料率	10.0%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%
	収支差 準備金	5,100 27,700	1,200 28,900	▲700 28,200	▲2,000 26,200	▲3,400 22,800

③2019年度以降 9.7%

(単位：億円)

I 低成長ケース ×0.5	保険料率	10.0%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%
	収支差 準備金	5,100 27,700	300 28,000	▲500 27,500	▲900 26,500	▲1,300 25,200
II 0.6%で一定	保険料率	10.0%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%
	収支差 準備金	5,100 27,700	300 28,000	▲1,100 26,800	▲2,000 24,800	▲2,900 21,900
III 0%で一定	保険料率	10.0%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%
	収支差 準備金	5,100 27,700	300 28,000	▲1,700 26,300	▲3,000 23,400	▲4,300 19,100

(参考)

○ 被保険者数と総報酬額

被保険者数と総報酬額の粗い見通しは以下の通り。

被保険者数	2018年度	2019	2020	2021	2022	2023
	(平成30年度)	(31)				
被保険者数	23,700	24,400	24,200	24,000	23,800	23,600

(単位：千人)

総報酬額

(単位：億円)

賃金上昇率	2018年度	2019	2020	2021	2022	2023
	(平成30年度)	(31)				
I 低成長ケース×0.5	915,000	949,800	954,900	960,300	965,600	970,400
II 0.6%で一定	915,000	949,800	948,300	947,600	945,700	943,400
III 0%で一定	915,000	949,800	942,600	936,300	928,900	921,100

○ 法定準備金

協会けんぽは保険給付費や高齢者拠出金等(国庫補助の額を除く)の1か月分の準備金(法定準備金)を積み立てなければならぬ(健康保険法施行令第46条第1項)。

法定準備金として保有すべき額の粗い見通しは以下の通り。

(単位：億円)

賃金上昇率	2018年度	2019	2020	2021	2022	2023
	(平成30年度)	(31)				
I 低成長ケース×0.5	7,500	7,800	8,100	8,300	8,400	8,500
II 0.6%で一定	7,500	7,800	8,100	8,300	8,400	8,400
III 0%で一定	7,500	7,800	8,100	8,300	8,300	8,400

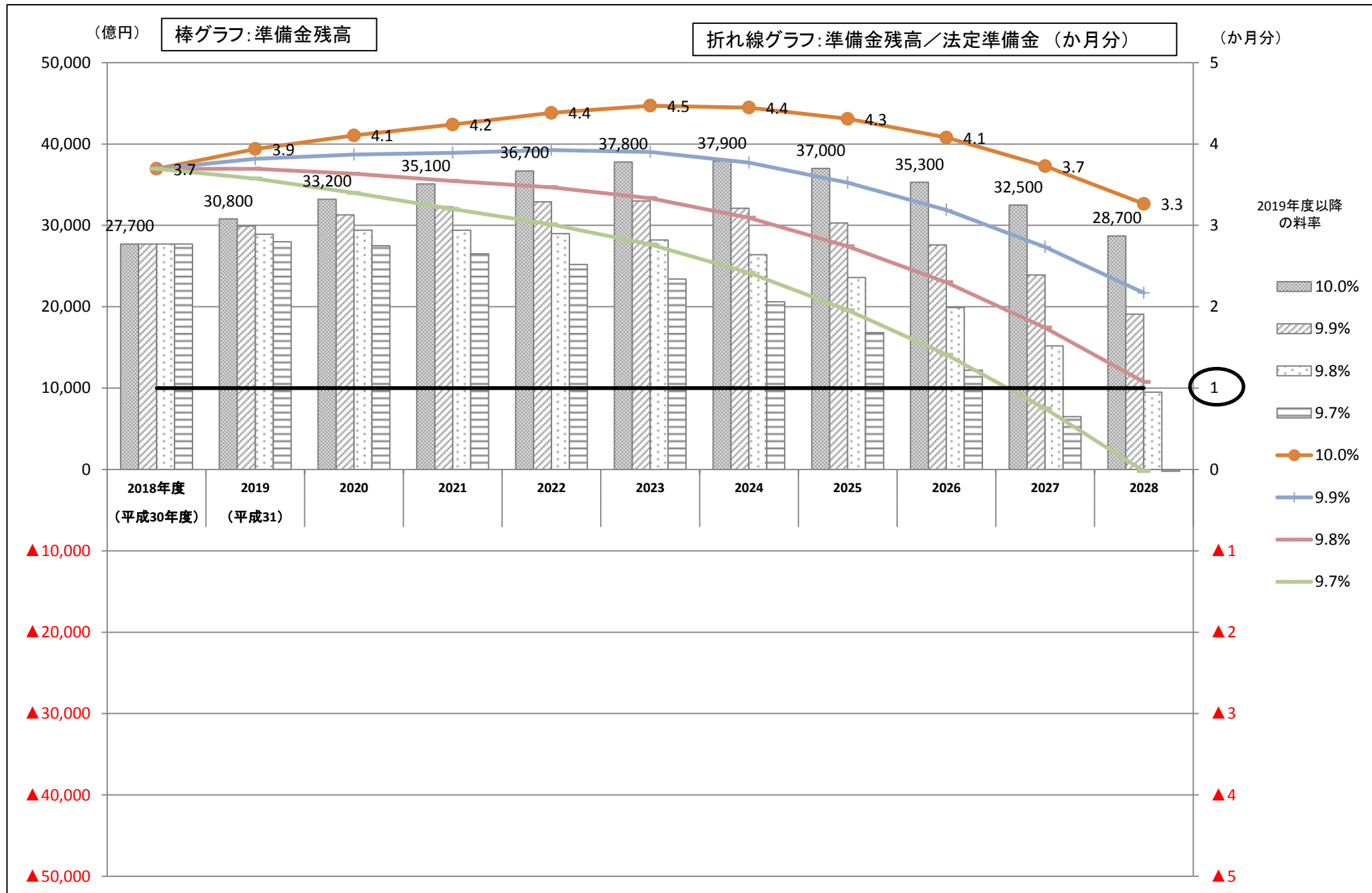


## (参考1) 来年度以降の10年間(2028年度まで)の準備金残高と法定準備金に対する残高の状況 (協会けんぽ(医療分)の5年収支見通しの前提によるごく粗い試算)

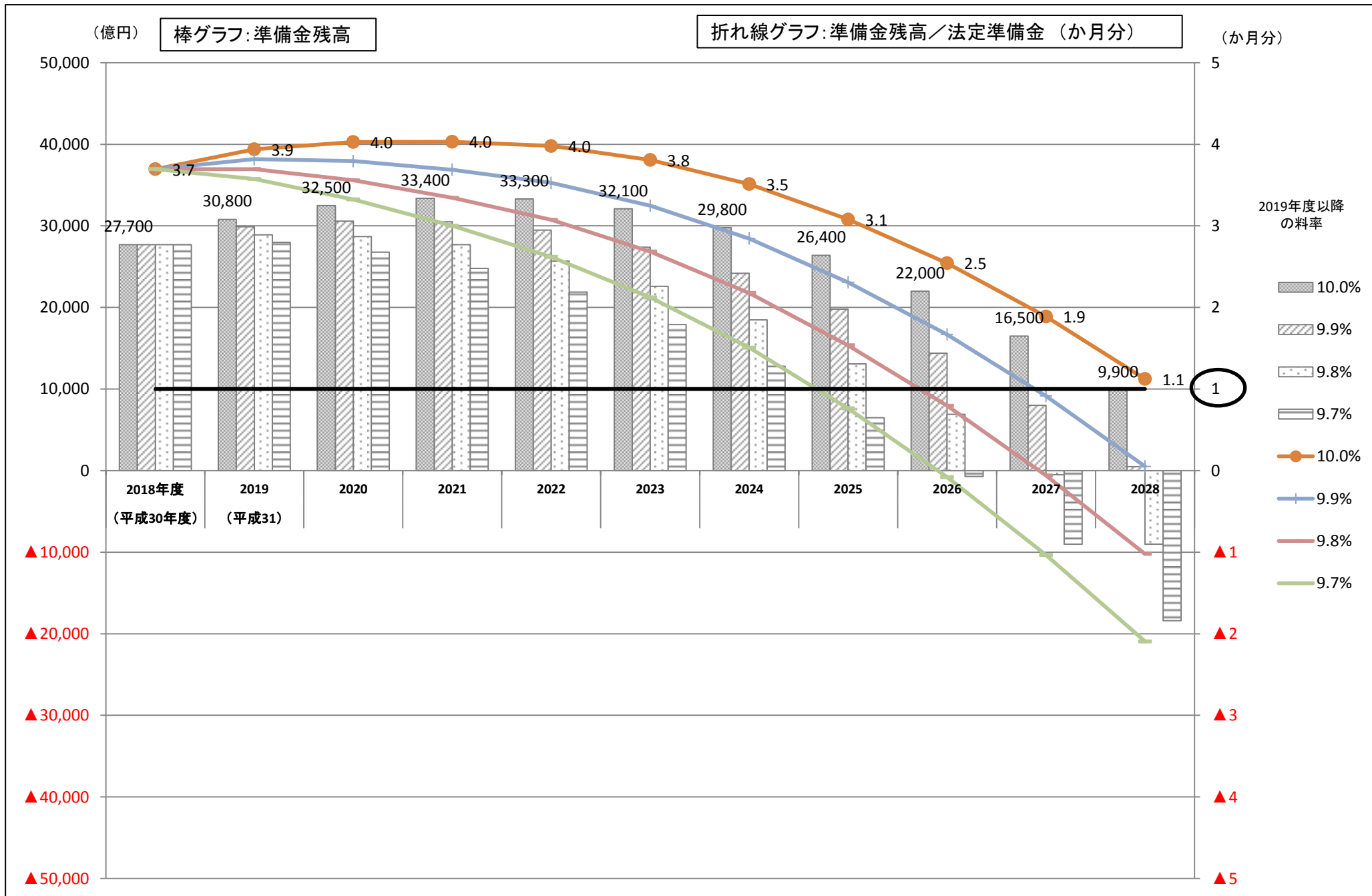
協会けんぽ(医療)の5年収支見通し(2018年9月試算)の前提に基づき、2019年度(平成31年度)以降の平均保険料率を10.0%、9.9%、9.8%、9.7%でそれぞれ維持した場合について、今後10年間(2028年度まで)の各年度末における協会けんぽの準備金残高と法定準備金に対する残高の状況に係るごく粗い試算を行った。

- 平均保険料率10%維持の場合の準備金残高は、Ⅰの「賃金上昇率:2020年度以降 低成長ケース×0.5」のケースでは2024年度、Ⅱの「賃金上昇率:2020年度以降0.6%」のケースでは2021年度、Ⅲの「賃金上昇率:2020年度以降0%」のケースでは2020年度をピークに減少し始め、2019年度(平成31年度)以降に平均保険料率を引き下げたケースでは準備金残高のピークは更に早まる。
- 法定準備金に対する準備金残高は、Ⅰの「賃金上昇率:2020年度以降 低成長ケース×0.5」のケースでは、平均保険料率を2019年度(平成31年度)以降9.7%とした場合には2027年度には1か月分を割り込み、Ⅱの「賃金上昇率:2020年度以降0.6%」のケースでは、平均保険料率を2019年度(平成31年度)以降9.9%とした場合には2027年度には1か月分を割り込む。Ⅲの「賃金上昇率:2020年度以降0%」のケースでは、平均保険料率10.0%維持の場合でも2026年度には1か月分を割り込む。

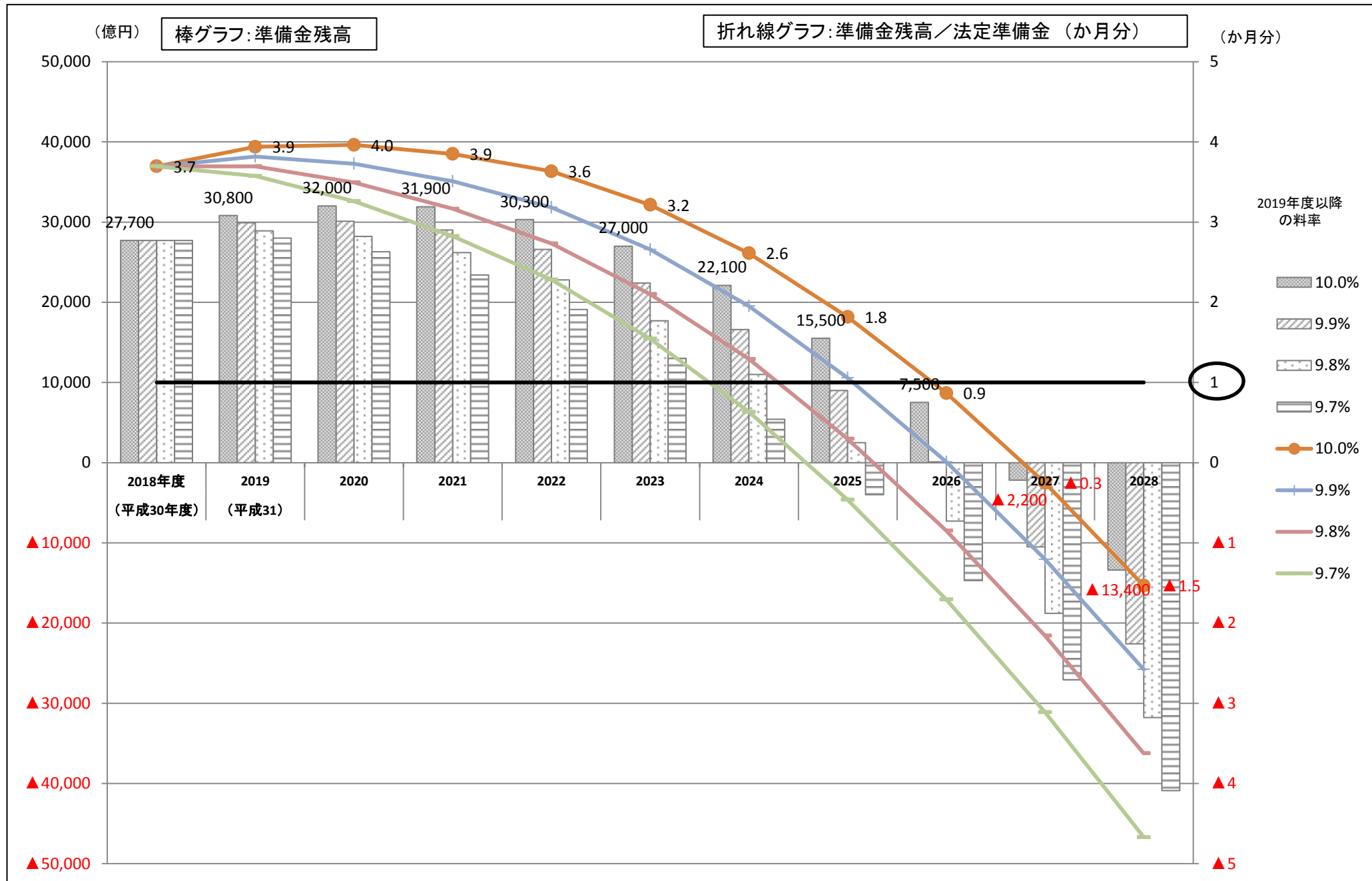
# I 賃金上昇率：2020年度以降 低成長ケース×0.5



## Ⅱ 賃金上昇率：2020年度以降 0.6%



### Ⅲ 賃金上昇率：2020年度以降 0%



【機密性1】 (参考2) 今後の保険料率に関するシミュレーション

## 【シミュレーション方法について】

- ・ 2019年度(平成31年度)以降、準備金残高が法定準備金(給付費等の1か月分)を確保している間、機械的に10%及び9.8%とし、それぞれについて法定準備金を下回る年度以降においては法定準備金を確保するために必要な料率に引き上げた上で(※)、2028年度までの見通しをシミュレーションしたものの。
- ・ 2020年度以降の賃金上昇率については、5年収支見通しのケースⅠ(低成長ケース×0.5)、ケースⅡ(0.6%)及びケースⅢ(0%)を使用し、それぞれについて作成。

※ 健康保険法施行令第46条第1項において、「協会は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の二事業年度内において行った保険給付に要した費用の額(前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拋出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額(中略)を含み、法第一百五十三条及び第一百五十四条の規定による国庫補助の額を除く。)の一事業年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならない。」とされている。

本シミュレーションはこの規定を参考として行うもの。

### 【Ⅰ. 賃金上昇率:2020年度以降 低成長ケース×0.5】

- ・ 現在の平均保険料率10%を維持した場合、仮に2019年度(平成31年度)以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合のどちらの場合であっても、2028年度まで、準備金残高が法定準備金を上回る。

### 【Ⅱ. 賃金上昇率:2020年度以降 0.6%】

- ・ 現在の平均保険料率10%を維持した場合、2022年度には単年度収支差が赤字となり、以降準備金残高が年々減少するものの、2028年度まで準備金残高が法定準備金を上回る。
- ・ 仮に2019年度(平成31年度)以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合には、2020年度以降準備金を取崩すことにより、2025年度までは保険料率を維持できるものの、2026年度からは年々上昇を続け、2028年度には10.7%に達する。

### 【Ⅲ. 賃金上昇率:2020年度以降 0%】

- ・ 現在の平均保険料率10%を維持した場合、2021年度には単年度収支差が赤字となる。以降、準備金残高を取崩すことにより2025年度までは保険料率を維持できるものの、2026年度からは年々上昇を続け、2028年度には11.3%に達する。
- ・ 仮に2019年度(平成31年度)以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合には、2020年度以降準備金を取崩すことにより、2024年度までは保険料率を維持できるものの、2025年度からは年々上昇を続け、2028年度には11.3%に達する。

### I . 2020年度以降の賃金上昇率・低成長ケース×0.5の場合

